

# 国立大学法人東京工業大学の役職員の報酬・給与等について

## I 役員報酬等について

### 1 役員報酬についての基本方針に関する事項

#### ① 平成24年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

国立大学法人評価委員会が行う業務評価の評価結果を勘案し、期末特別手当について、その者の職務実績に応じ、学長がこれを増額し、又は減額することができることとしている。

#### ② 役員報酬基準の改定内容

法人の長  
基本給月額を約0.53%引下げ(24.5.1適用)  
基本給月額・都市手当・期末特別手当の特例減額(平成24年5月～平成26年4月の間▲9.77%)(24.5.1適用)

理事  
基本給月額を約0.55%引下げ(24.5.1適用)  
基本給月額・都市手当・期末特別手当の特例減額(平成24年5月～平成26年4月の間▲9.77%)(24.5.1適用)

理事(非常勤)  
常勤理事の基本給月額の引下げに伴い、時給を約1.47%減額(24.5.1適用)  
常勤理事の基本給月額・都市手当の特例減額に伴い、時給を約8.98%減

監事  
基本給月額を約0.55%引下げ(24.5.1適用)  
基本給月額・都市手当・期末特別手当の特例減額(平成24年5月～平成26年4月の間▲9.77%)(24.5.1適用)

監事(非常勤)  
常勤監事の基本給月額の引下げに伴い、日給を0.5%減額(24.5.1適用)  
常勤監事の基本給月額・都市手当の特例減額に伴い、日給を約9.8%減額(24.5.1適用)

### 2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成24年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任		
A法人の長	千円 9,582	千円 6,228	千円 2,345	千円 1,009 (都市手当)		9月30日	※
B法人の長	千円 9,698	千円 6,112	千円 2,596	千円 990 (都市手当)	10月1日		
A理事	千円 7,329	千円 5,031	千円 1,392	千円 90 (通勤手当) 815 (都市手当)		9月30日	
B理事	千円 7,939	千円 5,031	千円 1,989	千円 103 (通勤手当) 815 (都市手当)		9月30日	
C理事 (非常勤)	千円 4,261	千円 4,261	千円 0	千円 0 ( )		9月30日	
D理事	千円 14,393	千円 9,968	千円 2,732	千円 77 (通勤手当) 1614 (都市手当)			

E理事	千円 7,170	千円 4,937	千円 1,339	千円 93 799 (通勤手当) (都市手当)	10月1日		
F理事	千円 7,206	千円 4,937	千円 1,339	千円 129 799 (通勤手当) (都市手当)	10月1日		
G理事 (非常勤)	千円 5,574	千円 5,505	千円 0	千円 69 (通勤手当)	10月1日		
A監事	千円 12,474	千円 7,870	千円 3,226	千円 102 1274 (通勤手当) (都市手当)			※
B監事 (非常勤)	千円 5,107	千円 5,107	千円 0	千円 0 ( )			

注1:「都市手当」とは、民間における賃金、物価及び生計費が特に高い地域に在勤する役員に支給されているものである。

注2:「前職」欄の「※」は、独立行政法人等の退職者であることを示す。

注3:総額、各内訳について千円未満切り捨てのため、総額と各内訳の合計額は必ずしも一致しない。

### 3 役員退職手当の支給状況(平成24年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
	千円	年	月				
A法人の長	7,620	5	0	H24.9.30	0.9	学長の在職期間の業績を評価し、役員会において業績評価率を0.9と決定後、経営協議会で承認を得た。	※
B理事	1,375 (22,444)	1 (16)	0 (6)	H24.9.30	1.0	理事の在職期間の業績を評価し、役員会において業績評価率を1.0と決定後、経営協議会で承認を得た。	
監事						該当者なし	

注1:「業績勘案率」の欄には、当法人の役員退職手当規則に基づき、退職手当の算定に当たって当該退職役員の業績率を評価して乗じることとしている係数である業績評価率を記載した。

注2:B理事については、役員在職期間を役員退職手当規則に適用させて算出した金額を記載するとともに、括弧内に役員在職期間に職員在職期間を通算した期間(「法人での在職期間」欄の括弧の期間)を持って当該役員の在職期間として算出した金額を記載した。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

業務の見直し・効率化を図りつつ、適正な人件費の管理に努めている。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

国家公務員の給与水準を十分考慮し、社会一般の情勢に適合したものとすることを基本とした。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

教職員の個人評価を適切に行うとともに、インセンティブを加味した賃金制度を構築し、教職員の活動意欲の向上を図る。

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
賞与:勤勉手当 (査定分)	勤務成績の特に優秀な者の勤勉手当の成績率を、最高135/100まで可能としている。
基本給月額 (昇給)	勤務成績を反映した次の昇給号俸数を設定している。 55歳未満 優秀:6号俸, 良好(標準):4号俸, 良好未満:2号俸以下 55歳以上 優秀:3号俸, 良好(標準):2号俸, 良好未満:1号俸以下 特定職員 優秀:6号俸, 良好(標準):4号俸, 良好未満:2号俸以下 ※特定職員の55歳以上は、55歳以上区分を適用する。

ウ 平成24年度における給与制度の主な改正点

①基本給月額を引下げ(50歳台を中心に、40歳台以上について▲0.23%)(24.7.1適用)

②特例法に基づく国家公務員の給与の見直しに関連して、以下の措置を講ずることとした。

(職員について)

- ・実施期間：平成24年7月～平成26年6月
- ・基本給表関係の措置の内容：基本給月額の特例減額 一般職基本給表(一)2級以下(▲4.77%)・3級～6級(▲7.77%)・7级以上(▲9.77%)，一般職基本給表(二)3級以下(▲4.77%)・4级以上(▲7.77%)，教育職俸給表(一)2級以下(▲4.77%)・3級及び4級(▲7.77%)・5級(▲9.77%)，教育職基本給表(二)2級以下(▲4.77%)・3級及び4級(▲7.77%)，医療職基本給表(一)1級(▲4.77%)・2級及び3級(▲7.77%)，医療職基本給表(二)1級(▲4.77%)・2級(▲7.77%)，指定職基本給表(▲9.77%)
- ・諸手当関係の措置の内容：管理職手当・都市手当の特例減額(▲10%)，期末手当・勤勉手当の特例減額(▲9.77%)

(役員について)

- ・実施期間：平成24年5月～平成26年4月
- ・基本給表関係の措置の内容：基本給月額の特例減額(▲9.77%)
- ・諸手当関係の措置の内容：都市手当・期末特別手当の特例減額(▲9.77%)

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成24年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
常勤職員	1460	46.1	7,782	5,824	134	1,958
事務・技術	445	41.9	5,663	4,275	138	1,388
教育職種 (大学教員)	967	48	8,760	6,533	131	2,227
技能・労務職種	2					
教育職種 (附属高校教員)	43	47.7	7,947	6,084	179	1,863
医療職種 (医療技術職員)	1					
医療職種 (看護師)	2					

再任用職員	18	62.8	3,703	3,188	184	515
事務・技術	16	62.8	3,520	3,040	168	480
教育職種 (附属高校教員)	2					

非常勤職員	6	62	4,748	3,564	148	1,184
事務・技術	5	62.9	3,561	2,724	168	837
教育職種 (外国人教師等)	1					

[年俸制適用者]

非常勤職員	283	43	5,534	5,534	0	0
事務・技術	88	45.4	3,763	3,763	0	0
教育職種 (大学教員)	193	41.9	6,350	6,350	0	0
教育職種 (附属高校教員)	1					
その他医療職種 (看護師)	1					

注1: 在外職員区分及び任期付き職員区分は該当者がいないため省略。  
年俸制適用者の常勤職員区分、在外職員区分、任期付き職員区分及び再任用職員区分は該当者がいないため省略。

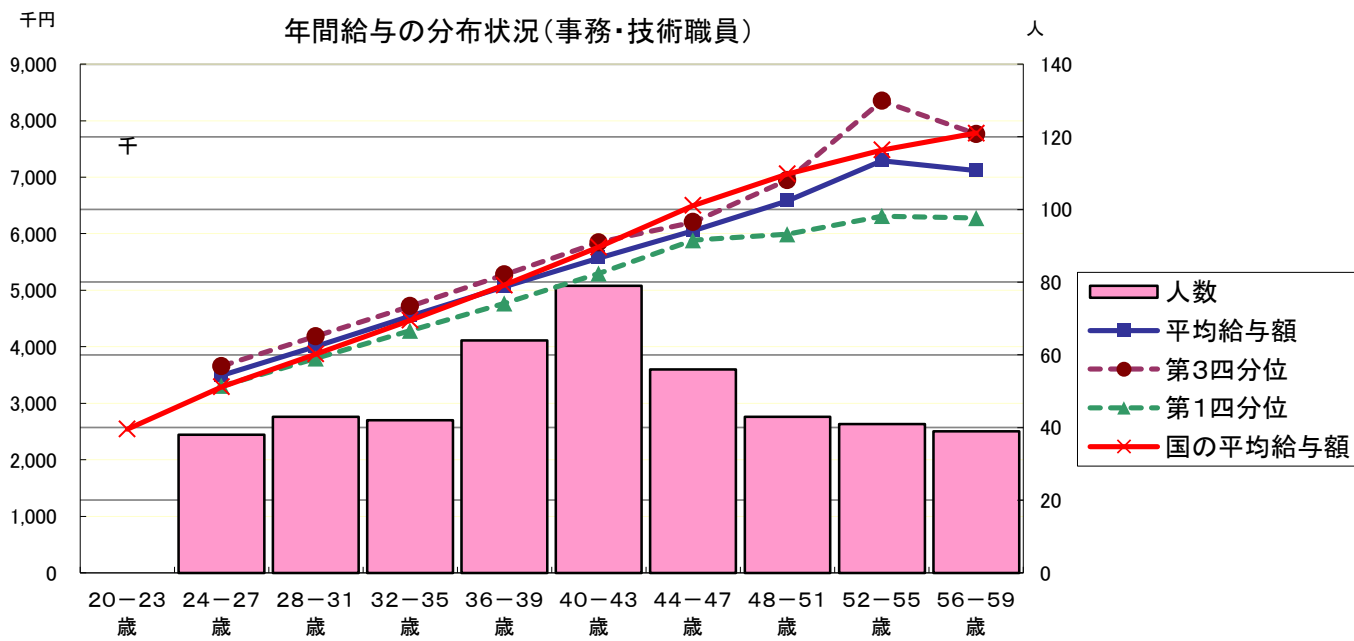
注2: 常勤職員区分の医療職種(病院医師)及び医療職種(病院看護師)、再任用職員区分の教育職種(大学職員)、医療職種(病院医師)及び医療職種(病院看護師)、非常勤職員区分の教育職種(大学教員)、医療職種(病院医師)及び医療職種(病院看護師)及び年俸制適用者の非常勤職員区分の医療職種(病院医師)及び医療職種(病院看護師)については該当者がいないため省略。

注3: 常勤職員区分の技能・労務職種、その他医療職種(医療技術職員)、その他医療職種(看護師)、再任用職員区分の教育職種(附属高校教員)、非常勤職員区分の教育職種(外国人教師等)、年俸制適用者の非常勤職員区分の教育職種(附属高校教員)、その他医療職種(看護師)については、該当者が2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「平均年齢」以下の事項については記載していない。

注4: 技能・労務職種とは、守衛、自動車運転手の業務を行う職種を示す。

注5: 対象は、平成25年4月1日に在職している者のうち、平成24年度中の月例給与及び賞与を減ぜられることなく支給された者。

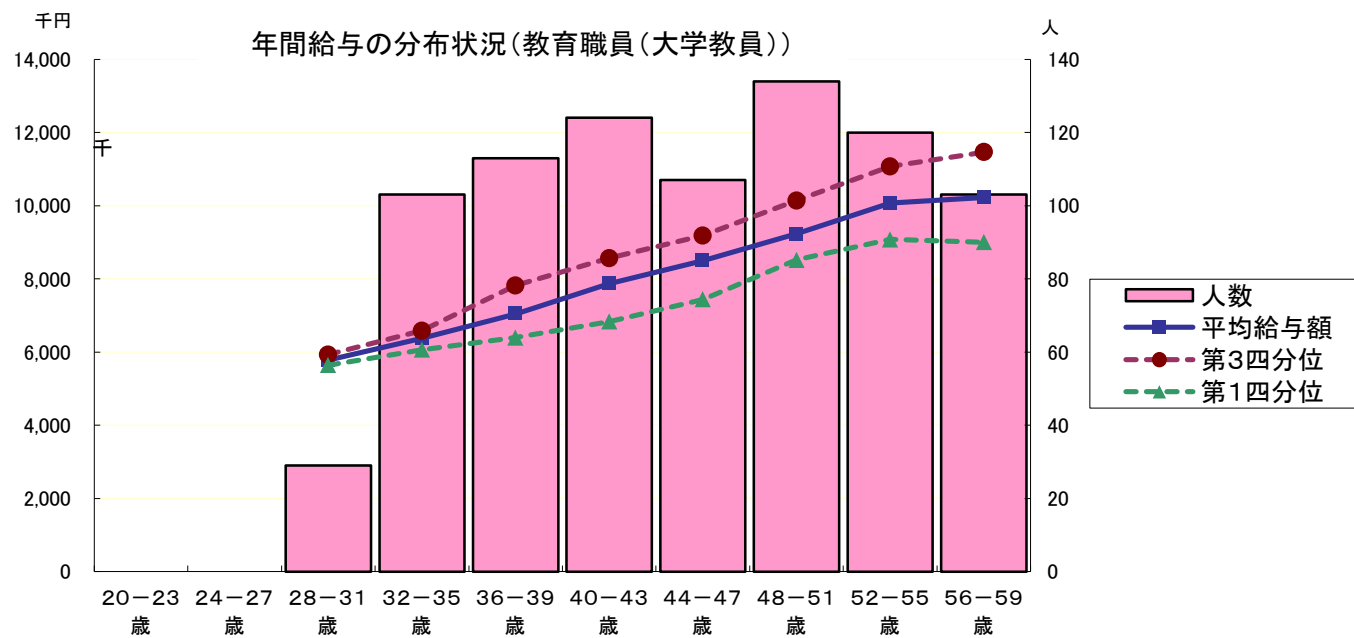
② 年間給与の分布状況(事務・技術職員/教育職員(大学教員)) [在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。]



注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
代表的職位	人	歳	千円	千円	千円	千円	千円
・部長	5	54.5	9,181	9,440	9,440	9,703	9,703
・課長・同相当職	27	54.3	7,851	8,261	8,261	8,587	8,587
・グループ長(課長補佐相当) ・同相当職	20	54.3	6,950	7,170	7,170	7,326	7,326
・グループ長(主査相当)・同相当職	137	47.1	5,815	6,098	6,098	6,325	6,325
・主任・同相当職	90	43.6	5,220	5,585	5,585	5,962	5,962
・一般職員・同相当職	166	32.9	3,734	4,259	4,259	4,706	4,706



(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
代表的職位	人	歳	千円	千円	千円	千円	千円
・教授	355	56.2	9,813	10,603	10,603	11,167	11,167
・准教授	301	46.3	8,207	8,520	8,520	8,964	8,964
・講師	16	38.5	6,811	7,161	7,161	7,494	7,494
・助教	289	39.9	6,170	6,458	6,458	6,795	6,795
・教務職員	6	57.2	5,695	5,861	5,861	6,075	6,075

③ 職級別在職状況等(平成25年4月1日現在)(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
標準的な職位		一般職員 技術職員	一般職員 主任 技術職員	グループ長 (主査相当) 主査 専門職員 主任 技術専門員	グループ長 (主査相当) 主任技術専門員	グループ長 (課長補佐相当) グループ長 (事務長補佐相当) 主任技術専門員	課長 室長 事務長	部長 次長	部長	事務局長
人員 (割合)	445 人	39 人 (8.8%)	134 人 (30.1%)	199 人 (44.7%)	33 人 (7.4%)	17 人 (3.8%)	20 人 (4.5%)	3 人 (0.7%)	0 人 (0.0%)	0 人 (0.0%)
年齢(最高 ～最低)		56 ～ 24 歳	49 ～ 26 歳	58 ～ 36 歳	59 ～ 44 歳	59 ～ 48 歳	59 ～ 51 歳	52 ～ 50 歳	～ ～ 歳	～ ～ 歳
所定内給 与年額(最高 ～最低)		2,944 ～ 2,349 千円	4,320 ～ 2,629 千円	5,011 ～ 3,350 千円	6,117 ～ 4,714 千円	6,513 ～ 4,884 千円	7,480 ～ 5,509 千円	7,206 ～ 7,018 千円	～ ～ 千円	～ ～ 千円
年間給与 額(最高～ 最低)		3,802 ～ 3,073 千円	5,575 ～ 3,520 千円	6,662 ～ 4,433 千円	7,851 ～ 6,448 千円	8,506 ～ 6,765 千円	9,547 ～ 7,410 千円	9,711 ～ 9,552 千円	～ ～ 千円	～ ～ 千円

(教育職員(大学教員))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		教務職員	助教	講師	准教授	教授
人員 (割合)	967 人	6 人 (0.6%)	289 人 (29.9%)	16 人 (1.7%)	301 人 (31.1%)	355 人 (36.7%)
年齢(最高 ～最低)		59 ～ 55 歳	64 ～ 28 歳	53 ～ 30 歳	63 ～ 33 歳	64 ～ 40 歳
所定内給 与年額(最高 ～最低)		4,744 ～ 4,179 千円	6,058 ～ 3,573 千円	6,265 ～ 4,375 千円	7,216 ～ 4,744 千円	12,385 ～ 5,979 千円
年間給与 額(最高～ 最低)		6,103 ～ 5,645 千円	7,693 ～ 4,608 千円	8,334 ～ 5,771 千円	9,888 ～ 6,394 千円	16,088 ～ 7,873 千円

④ 賞与(平成24年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	62.7%	65.3%	64.0%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	37.3%	34.7%	36.0%
	最高～最低	45.5～28.4%	44.6～26.1%	44.9～27.2%
一般 職員	一律支給分(期末相当)	63.4%	66.4%	64.9%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	36.6%	33.6%	35.1%
	最高～最低	52.1～27.0%	46.3～24.7%	49.4～25.9%

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	61.3%	63.8%	62.5%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	38.7%	36.2%	37.5%
	最高～最低	52.4～0.0%	49.5～0.0%	51.0～0.0%
一般 職員	一律支給分(期末相当)	67.2%	70.0%	68.6%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	32.8%	30.0%	31.4%
	最高～最低	52.4～0.0%	49.5～0.0%	51.0～0.0%

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

96.9

対他の国立大学法人等

106.1

(教育職員(大学教員))

対他の国立大学法人等

107.9

注：当法人の年齢別人員構成をウェイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員 96.9	
	参考	地域勘案 87.3
		学歴勘案 95.4
	地域・学歴勘案 86.7	
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	国家公務員に比べ低い給与水準である <b>【主務大臣の検証結果】</b> 給与水準の比較指標では国家公務員の水準未滿となっていること等から給与水準は適正であると考え。引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。	
給与水準の適切性の検証	<b>【国からの財政支出について】</b> 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 65.0% (国からの財政支出額 28,678百万円、支出予算の総額 44,097百万円：平成24年度予算) <b>【検証結果】</b> 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合が50%を超えているが、累積欠損はなく、対国家公務員の給与水準との比較指標も100を下回っており、適切な状態であると考えられる。	
講ずる措置	今後も適切な給与水準の維持に努める。	

○教育職員(大学教員)と国家公務員との給与水準(年額)の比較指標

110.0

注：上記比較指標は、法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に、平成24年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数である。

なお、平成19年度までは教育職員(大学教員)と国家公務員(平成15年度の教育職(一))との給与水準(年額)の比較指標である。

### III 総人件費について

区 分	当年度 (平成24年度) 千円	前年度 (平成23年度) 千円	比較増△減 千円 (%)	中期目標期間開始時(平成22年 度)からの増△減 千円 (%)
給与、報酬等支給総額 (A)	13,301,481	13,983,196	△681,715 (△4.9%)	△689,764 (△4.9%)
退職手当支給額 (B)	1,330,989	1,380,518	△49,529 (△3.6%)	△72,228 (△0.5%)
非常勤役職員等給与 (C)	5,761,989	5,701,328	60,661 (1.1%)	148,386 (2.6%)
福利厚生費 (D)	2,068,995	2,071,098	△2,103 (△0.1%)	95,813 (4.9%)
最広義人件費 (A+B+C+D)	22,463,456	23,136,142	△672,686 (△2.9%)	△517,793 (△2.3%)

#### 総人件費について参考となる事項

「給与、報酬等の支給総額」は、対前年度比4.9%の減となっている。  
これは次の要因による。

- ・給与支給人員が微減したため。
- ・特例法に基づく国家公務員の給与見直しに関連して講じた措置のうち、給与減額支給措置に係る削減額は、約711,641千円である。

「退職手当支給額」は、対前年度比3.6%の減となっている。  
これは次の要因による。

- ・国家公務員の退職手当の支給水準の引下げに準じ、調整率の段階的引下げを実施したため。
- ・「国家公務員の退職手当の支給水準引下げ等について」(平成24年8月7日閣議決定)に基づき講じた退職手当の調整率の引下げ措置に係る削減額は、約63,546千円である。

「非常勤役職員等給与」は、対前年度比1.1%の増となっている。  
これは次の要因による。

- ・外部資金の増加に伴い、非常勤職員の雇用が増加したため。

「最広義人件費」は、対前年度比2.9%の減となっている。  
これは次の要因による。

- ・外部資金の増加による非常勤職員の雇用経費及び福利厚生費が増加しているが、「給与、報酬等の支給総額」及び「退職手当支給額」が減額したため。

### IV 法人が必要と認める事項

「国家公務員の退職手当の支給水準の引下げ等について」(平成24年8月7日閣議決定)に基づき、平成25年2月から以下の措置を講ずることとした。

- ・役職員の退職手当について、国家公務員の退職手当の支給水準の引下げに準じ、調整率の段階的引下げを実施した。

役員に関する講じた措置の概要:平成25年2月～平成25年9月 12.25/100  
平成25年10月～平成26年6月 11.5/100  
平成26年7月～ 10.875/100

職員に関する講じた措置の概要:平成25年2月～平成25年9月 98/100  
平成25年10月～平成26年6月 92/100  
平成26年7月～ 87/100